

十和田市木材利用促進基本方針

平成 24 年 8 月 8 日 策定

第 1 目的

この基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき青い森県産材利用推進プラン（平成 23 年 9 月 21 日策定。以下「県プラン」という。）に即して、市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針を定め、もって地元産材の需要拡大を図ることを目的とする。

第 2 用語の定義

この基本方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「公共建築物」とは、市が事業主体となり、整備する建築物をいう。
- (2) 「木造化」とは、建築物の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、小屋組等）の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外壁等に木材を利用することをいう。
- (4) 「地元産材」とは、県内で伐採された原木（間伐材を含む。）を材料とし、原則として県内で加工された製材品等をいう。
- (5) 「低層」とは、高さ 13メートル以下かつ軒高 9メートル以下で延べ床面積 3,000平方メートル以下の建築基準法の耐火性能を求めない建築物をいう。

第 3 市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき公共建築物

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物は、法第 2 条第 1 項各号及び公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成 22 年政令第 203 号）第 1 条各号に掲げる建築物であり、別表 1 のとおりとする。

2 木材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における木材の利用の促進に当たっては、建築材料としての木材の利用はもとより、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての木材の利用

も併せ、以下により促進を図るものとする。

(1) 建築材料としての木材の利用の促進

3の「積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲」に該当するものについて木造化を促進するとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、別表2に掲げる施設及び箇所の木質化を促進するものとする。

(2) 建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギーとしての木材の利用の促進

公共建築物において使用される別表3に掲げる家具、備品、調度品等及び別表4に掲げる公共土木工事の工法において、木材をその原材料として使用したものの利用の促進を図るものとする。

また、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、木質バイオマスを燃料としたものの導入の促進に努めるものとする。

3 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

(1) 木造化を促進する公共建築物

公共建築物の整備においては、別表1の木材の利用を促進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

この場合、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

また、建築基準法等において耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められる公共建築物であっても、今後の規制の見直しや木材の耐火性等に関する技術開発の推進、木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化を図るよう努めるものとする。

(2) 木造化を促進する対象としない公共建築物

災害時の活動拠点室等を有する災害応急対策活動に必要な施設、治安上の目的等から木造以外の構造とすべき施設、危険物を貯蔵又は使用する施設等のほか、伝統的建築物その他の文化的価値の高い建築物又は博物館内の文化財を収蔵もしくは展

示する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

第4 市が整備する公共建築物等における木材の利用の目標

(1) 公共建築物の木造化及び内装等の木質化の目標

市は、その整備する第3の3(1)別表1に該当する公共建築物のうち、低層の公共建築物について、原則として木造化を図るものとする。

また、市は、その整備する公共建築物について、関係法令等の制約により木材を利用することが困難な場合を除き、別表2に掲げた箇所のうち、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いいずれかの部分において、内装等の木質化を促進するものとする。

(2) 建築物以外の木材の利用の目標

市は、建築物以外においても、木材の利用の促進に努めるものとする。

ア 備品及び消耗品分野における木材の利用の促進

市は、その整備する公共建築物において、別表3に掲げる木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用に努めるものとする。

イ 公共工事における工作物への木材の利用の促進

市が実施する別表4に掲げる公共土木工事の工法においては、間伐材を始めとする木材の利用に努めるものとする。

ウ 木質バイオマスの利用の促進

市が整備する公共建築物において、暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努めるものとする。

(3) 木材の調達目標

市は、その整備する公共建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、可能な限り県産材を使用するものとする。併せて、その整備する公共建築物において利用する木材（木材を原材料として使用した製品を含む。）の調達に当たっては、合法性や産地が証明された木材で、JAS製品の使用に努めるとともに、青森県環境物品等調達方針に定められている品目及び青森県リサイクル製品認定制度により認定された製品を優先的に使用するものとする。

第5 その他市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

市は、コスト面で次の点を考慮するものとする

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、設計上の工夫や効率的な調達等によって、建設コスト及び維持管理コストの低減に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品については、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

別表1 木材利用を促進すべき公共建築物

- 1 社会教育・体育施設（図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館等）
- 2 保健・衛生施設（病院、診療所、保健所等）
- 3 社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等）
- 4 教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所等）
- 5 行政施設（庁舎等）
- 6 住宅施設（公営住宅等）
- 7 その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所等）
- 8 その他市が整備する施設

別表 2

木質化を促進する施設	木質化を促進する箇所	
	各施設共通の箇所	施設ごとの箇所
社会教育・体育施設（図書館、美術館、青年の家、博物館、記念館、体育館、水泳場、公民館等）	ホール ロビー 廊下 会議室	展示室、資料室、図書館、研修室、講堂、アリーナ、宿泊室、食堂等
保健・衛生施設（病院、診療所、保健所等）		待合室、食堂等
社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設、障害者福祉施設等）		リハビリ室、図書室、研修室、面談室、居室、娯楽室等
教育・研修施設（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、研修所、講習所等）		教室、職員室、進路相談室、体育館、図書室、保健室等
行政施設（庁舎等）		事務室、会議室、各種相談室、応接室、講堂、食堂等
住宅施設（公営住宅等）		各住戸内の玄関、居室等
その他の施設（保養施設、観光施設、公共交通機関の旅客施設及び休憩所等）		上記に準じた箇所

別表 3

木質化を促進する家具・備品・調度品等	
机	事務用、学習用、OA用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
椅子	事務用、学習用、会議室用、応接用、待合室用、ロビー用等
収納家具	書庫、書棚、ロッカー、キャビネット、棚等
その他	パーテーション、案内板、掲示板、傘立て、ハンガー、名札、ネームプレート、額、ベンチ、プランター、その他外構部材等

別表 4

木材利用を促進する工法
治山ダム工・沈床工・土留工・型枠工・水路工・法面保護工・柵工・筋工・防風工 ・静砂工・防護柵工・視線誘導標・木橋工・階段工・歩道工・標識工等で木材の利用 が可能な構造物等